

保護者のみなさまへ

保護者さま
気になられる方は、奥谷へ
ご連絡ください。Tel74-2075



就学援助制度のお知らせ (令和7年4月～8月分)

丹波市教育委員会

丹波市では、お子さまが小・中学校に通学されるうえで経済的な理由によりお困りの方に対して、学用品費などを援助する就学援助制度を行っています。

援助を希望される方は、次の説明をお読みのうえ、学校へお申し込みください。

令和6年度に就学援助を受けている方も、あらためて申請が必要です。

就学援助制度を、令和7年4月から一部変更します。主な変更内容は以下のとおりです。

1 認定期間の変更

令和6年度まで:4月末～翌年3月末

令和7年度から:8月末～翌年7月末(※中学3年生は翌年3月末まで)

※今年度に限り、令和7年4月～8月分と令和7年9月～令和8年8月分の2回に分けて認定します。

※従来提出いただいていた所得確認書類(確定申告書控、源泉徴収票等)の提出が不要となります。

2 援助の対象となる方の変更

(1) 世帯合計所得の基準を見直しています。

世帯構成 人員	2人	3人	4人	5人	5人以上 1人増えるごと
所得基準	2,145,000 円以下	2,746,000 円以下	3,098,000 円以下	3,364,000 円以下	≪1人につき加算額 443,000 円≫ 3,364,000 円+(443,000 円×追加人数)

※「給与所得の源泉徴収票」の所得金額は、給与所得控除後の金額です。

・住民基本台帳上の世帯を分けていても、同一住所に居住している人全員を1家族とみなします。

※令和7年4月～8月分については、世帯全員の令和6年度(令和5年1月から12月まで)所得の合計金額により審査します。

※令和7年9月～令和8年8月分については、世帯全員の令和7年度(令和6年1月から12月まで)所得の合計金額により審査します。

(2) その他経済的理由によって就学が困難となる特別な事情がある方は、申請できる場合がありますので、教育総務課学事係までご相談ください。

- ① 生計維持者の死亡または長期療養等(証明書が添付できない私的な理由は対象外)により今年度の所得が上記基準額以下となる見込みである
- ② DVなどの特別な事情で住民票は他市にあるが丹波市に居住しており、申請対象者に該当する

※申請については事前に教育総務課学事係までご相談ください。

今年度に限り、令和7年4月～8月分と令和7年9月～令和8年8月分の2回に分けて申請が必要です。(令和7年9月～令和8年8月分の申請は6月頃にお知らせします)

裏面に続きます。必ずお読みください。

【申請のながれ】

援助を希望される方は、「児童生徒就学援助認定申請書兼世帯票（令和7年4月～8月まで）」をお渡しいたしますので、学校にお申し出ください。（1枚の申請書にご兄弟の分を記入いただけます。お子さまが小・中学校のどちらにも通学されている場合は小学校にお申し出ください。）

① 就学援助申請書兼世帯票に必要事項を記入してください。

② 申請書兼世帯票に記載の添付書類を確認の上、提出期限までに

学校（お子さまが小・中学校のどちらにも通学されている場合は小学校）へ提出してください。

③ 審査の結果については、学校を通じて4月中旬に保護者のみなさまへ通知します。

【援助の内容】

※令和6年度の援助内容のため、一部変更となることがあります。

援助の種類	対象者	援助の内容等（※令和6年度支給額参考記載）
学用品費等	認定された方全員 ※援助の金額は4月認定の場合の年額です。 年度途中で認定の場合は月割となります。	小学校1年生 11,630円 小学校1年生以外 13,900円 中学校1年生 22,730円 中学校1年生以外 25,000円
新入学用品費	令和7年4月1日に認定となった小学校1年生、中学校1年生（前年度に新入学準備金の支給又は他市町村にて同様の費目の支給を受けた場合を除く。）	小学校1年生 57,060円 中学校1年生 63,000円
校外活動費	校外活動実施前までに認定された方	校外活動に必要な交通費・見学料の一部
修学旅行費	修学旅行実施前までに認定された方	実費（一部対象にならない経費があります）
学校給食費	認定された方全員	給食費の半額に相当する額
医療費	トラコーマ・結膜炎・白せん（水虫）・膿かしん（とびひ）・中耳炎・慢性副鼻腔炎（ちくのう）・アデノイド（咽頭扁桃増殖症）・う歯（むし歯）・寄生虫病（シラミは対象外）の治療をされる方	《生活保護を受給されている方》 総医療費を医療機関に直接支払います。 《生活保護を受給されていない方》 乳幼児等医療費助成制度及び子ども医療費助成制度の利用を優先とします。
交通安全対策費	令和7年4月1日に認定となった中学生	自転車損害賠償保険加入に係る経費 中学校1年生～中学校3年生 1,000円 通学用ヘルメット購入に係る経費 中学校1年生 1,000円
中学校新入学準備金	令和8年1月1日に認定されている小学6年生	小学校6年生 63,000円

・生活保護を受給されている方は、修学旅行費・医療費・交通安全対策費のみ援助します。

・小学校新入学準備金については別途申請が必要となります。就学時健康診断通知の送付時（10月初旬）に、『小学校新入学準備金（就学援助）のお知らせ』を同封し、ご案内します。

【提出期限】 令和7年3月6日（木）

締切日以降の申請もできますが、申請書が届いた日からの認定となり、援助の種類によっては受給できないものもありますのでご注意ください。

【提出先】 お子さまが通学されている学校

お子さまが小・中学校のどちらにも通学されている場合は小学校に提出してください。

【お問合せ先】 丹波市教育委員会 教育総務課 学事係

TEL 0795-70-0880